

熊本県情報公開審査会の答申(平成15年7月31日付け答申第79号)の概要

1 事案の概要

(1) 平成13年12月20日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、大津町に進出予定の企業(以下「本件企業」という。)に関し、大津町と本件企業との間で締結された契約書第18条に記載されている「熊本県商工観光労働部を立会人として行った協議等」の内容がわかる書類及び平成10年9月3日付けで大津町、本件企業、熊本県商工観光労働部でとりかわされた「覚書」の開示請求があった。

(2) 平成13年12月26日、この開示請求に対して、実施機関(担当:企業立地課)は、次の2件の文書について不開示決定を行った。

大津町と本件企業が平成13年3月1日に締結した町有財産売買契約書第18条に記載されている「熊本県商工観光労働部を立会人として行った協議等」の内容がわかる書類(以下「本件行政文書1」という。)

(理由)

条例附則第6項第2号該当

開示請求に係る行政文書は、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書であり旧条例第2条第1項に規定する公文書ではないため、新条例第2章の規定が適用されず、開示請求の対象とならない。

平成10年9月3日付けで大津町、本件企業及び熊本県商工観光労働部でとりかわされた覚書(以下「本件行政文書2」という。)

(理由)

ア 旧条例第8条第3号(法人等情報)該当

法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。

イ 旧条例第8条第8号(事務事業情報)該当

開示することにより、県が行う当該事務事業又は将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

(3) 平成14年2月25日 不開示決定に対する異議申立て

(4) 平成14年3月25日 実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問

(5) 今回の答申は、これらの諮問に対するものである。

(なお、これら2件は、併合して答申を行った。)

2 主な争点

(1) 条例附則第6項第2号該当性(本件行政文書1は条例上開示請求の対象となるものであるか否か。)

(2) 旧条例第8条第3号該当性(覚書を開示することにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか)

(3) 旧条例第8条第8号該当性(覚書を開示することにより、県が行う事務事業の執行に支障が生ずると認められるか)

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p data-bbox="229 329 762 409">担当部職員は、書類が実在していると明言している。</p> <p data-bbox="229 468 762 548">公の機関が約束したことは事実上の契約に該当する。</p> <p data-bbox="229 884 762 1104">当該法人の企業進出に関する契約等は、既に終了しているとされており、法人の競争上の地位その他正当な利益を害することにはまったく当たらない。</p> <p data-bbox="229 1162 762 1332">覚書が契約も完了した現在でも主権者たる県民、町民に公開することができないような内容となっているのかと疑われる。</p>	<p data-bbox="826 329 1359 548">開示請求に係る行政文書は、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成又は取得したものであるが、決裁又は供覧の手続がなされていないため公文書の要件を満たしていない。</p> <p data-bbox="826 562 1359 732">条例附則第6項第2号は、平成13年3月31日以前に作成し又は取得した公文書を除く行政文書は条例第2章が適用されないとしている。</p> <p data-bbox="826 745 1359 826">よって、本件行政文書1は、開示請求の対象とならない。</p> <p data-bbox="826 884 1359 1104">本件行政文書2は、特定企業の設備投資計画に関するものであり、特定企業の経営方針に関する重大な情報の一つが記載されており、旧条例第8条第3号に該当する。</p> <p data-bbox="826 1162 1359 1464">覚書締結に関する業務は、当事者間で内密に進めることが求められる。当該文書を開示すると、本県と企業との信頼関係を損ない、今後の企業誘致活動において本県は企業からの信頼を得ることができなくなり、同事業の実施に支障が生ずる蓋然性が高い。</p>

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が、本件行政文書1について不開示とした決定は妥当である。

実施機関が不開示とした本件行政文書2については、第3条中の用地の造成目的に関する記述の部分を除き、開示することが妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

条例附則第6項第2号該当性について

平成13年4月1日から施行された全部改正後の条例においては、決裁・供覧をしていない公文書以外の行政文書も新たに開示請求の対象となる文書に加えられた。条例附則第6項本文及び同項第2号は、これらの新たに対象となる行政文書は、全部改正後の条例施行日以降に作成又は取得されたもののみに限ることとし、そ及

しての適用はしないことを定めている。

当審査会の調査によれば、本件行政文書1は、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が取得したものであり、また、決裁・供覧を経ていない、すなわち公文書に該当しない文書であることが認められた。

よって、本件行政文書1は、条例附則第6項第2号に該当し、開示請求の対象とならない。

旧条例第8条第3号該当性について

本件行政文書2は、その内容の確定に留保条件が付されていること、この覚書から2年6か月後に正式の売買契約が成立していることからすると、本件立地についての最終的な決定内容を示すものではなく、当該時点での両者の基本的な方針を確認したものであったと見るべきである。

企業立地の過程における企業と地元自治体との協議の過程が公表されることはないのが常である。すなわち、企業の立地に関しては、企業には、決定・公表前のさまざまな検討過程を、事前にも事後にも他に知られずに進めることができるという競争上の地位その他正当な利益があるものと考えられる。そうすると、覚書は企業の内部管理情報と認められるので、開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

しかしながら、本件立地に向けた両当事者の姿勢について述べた部分及び覚書締結後の事情の変化の可能性を考慮して付された留保条項の部分については、本件企業固有の情報は記録されておらず、仮にこの種の覚書が交わされるとしたならば、通常記載されるであろうと考えられる一般的な内容である。したがって、これらの部分を開示したとしても、本件企業の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

次に、本件行政文書2のうち、本件企業固有の設備投資計画に関する部分であって、本件企業が建設を計画していた施設の種類の記録された部分については、既に公知の事実となっている。したがって、開示したとしても、本件企業の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、本件行政文書2に記録されている情報のうち、本件企業固有の設備投資計画に関する部分であって公知の情報とはいえない用地の造成目的に関する記述の部分は、旧条例第8条第3号に該当し、開示しないことが相当であるが、その余の部分は開示することが相当である。

旧条例第8条第8号該当性について

一般に、企業誘致事務においては、特に企業の戦略、方針等の内部管理事項については厳に秘密を保持することが求められる。したがって、これらの内容が開示されれば、当該企業や地元自治体の実施機関に対する信頼を裏切ることはもとより、実施機関の企業誘致事務の執行の信頼性を低下させ、今後の同事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるものと考えられる。

本件行政文書2については、その一部は企業の内部管理に属する情報であり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、当該部分を開示

することは、実施機関に対する本件企業の信頼を失い、ひいては実施機関の企業誘致事務の執行の信頼性を低下させ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を生ずるおそれがあることが認められる。

したがって、当該部分は、旧条例第 8 条第 8 号に該当する。

諮問実施機関	：熊本県知事（企業立地課）
諮問日	：平成14年3月25日
答申日	：平成15年7月31日（答申第79号）
事案名	：企業立地関係文書の不開示決定に関する件（平成14年諮問第109・110号）

答 申

第1 審査会の結論

- 1 熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、「大津町と（株）が平成13年3月1日に締結した町有財産売買契約書第18条に記載されている「熊本県商工観光労働部を立会人として行った協議等」の内容がわかる書類」（以下「本件行政文書1」という。）について不開示とした決定は妥当である。
- 2 実施機関が不開示とした「平成10年9月3日付けで大津町、（株）及び熊本県商工観光労働部でとりかわされた覚書」（以下「本件行政文書2」という。）については、第3条中の用地の造成目的に関する記述の部分を除き、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成13年12月20日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「別添の契約書第18条に記載されている「熊本県商工観光労働部を立会人として行った協議等」の内容がわかる書類」及び「平成10年9月3日付けで大津町、（株）、熊本県商工観光労働部でとりかわされた「覚書」」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成13年12月26日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、本件行政文書1及び本件行政文書2を特定し、本件行政文書1については条例附則第6項第2号に該当することを理由に不開示の決定（以下「本件不開示決定1」という。）を行い、また、本件行政文書2については、条例による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第8条第3号及び第8号に該当することを

理由に不開示の決定（以下「本件不開示決定2」という。）を行った。

3 平成14年2月25日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定1及び本件不開示決定2を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 平成14年3月25日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不開示決定1及び本件不開示決定2を取り消し、本件行政文書1及び本件行政文書2を開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び実施機関の理由説明書に対する意見書の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 法人は社会的組織であり、県民の知る権利の上に置いてはならない。
- (2) 当該法人の企業進出に関する契約等は、すでに終了しているとされている。県が不開示の理由とする「法人の競争上の地位その他正当な利益を害する」には、まったくあたらない。
- (3) 本件不開示決定1に関し、実施機関は、条例附則により開示請求の対象とならないとしているが、異議申立人に対して担当部職員は、書類が実在していることを明言している。また、異議申立人は、大津町から、
（株）が当初買い取る約束を取り交わした面積については聞いている。しかし、実際の契約では、約5万㎡しか購入されなかった。公の機関が約束したことは事実上の契約に該当することになる。契約書第18条では、こうした一連の協議等を失効させ、主権者である町民、県民に知らせず、特に大津町の権利を放棄させた疑義がある。最終的に大津町民の貴重な税金によって穴埋めされることになる。以上の点で担当機関が、なんらやましいことがないのであれば、正々堂々と文書開示を

することが当然の義務であり、そのことによって行政と町民、県民の信頼関係を高めることになる。

- (4) 本件不開示決定2に関し、第一点として、「設備投資に関する情報は極秘扱いだから不開示とした」としているが、町民・県民のための行政が社会的責任を持つ企業との契約に相当する「覚書」を公表できないことこそが異常としか考えられない。

町、県、企業とも契約書によって3者の義務は完結したと公言している現在になっても公表できないことこそ異常ではないか。

また、異議申立人は、理由説明書による「企業の設備投資の内容」を要求しているものでもないし「用地の規模」については承知している。

つまり理由説明書にある企業が設置すべき施設、取得する用地の規模など企業の設備投資計画の開示は特に必要とはしていない。理由書は、これを満たせば開示可能であると解釈できるので、ただちに開示を求める。

- (5) 第二点として、実施機関は、行政と企業との信頼関係を述べているが、行政はまず県民、町民との信頼関係を基本におくべきであり、誰のための行政事務であるか感覚が疑われる。

- (6) 最後に、行政自体が交渉完結しているとしながら部分開示すら否定している。「覚書」が、契約が完了した現在でも主権者たる県民、町民に情報公開することができないような内容となっているのかと疑われる。これでは県行政と県民との間に不信感をいわずらに拡大することになる。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書1について

大津町と (株) (以下「本件企業」という。) は、平成13年3月1日に町有財産売買契約書を締結した。本件行政文書1は、上記契約締結以前に行った協議等の内容に係る文書であり、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成又は取得したものであるが、決裁又は供覧の手続がなされていないため公文書の要件を満たしていない。

条例附則第6項第2号は、平成13年3月31日以前に作成された公文書を除く行政文書については同条例第2章が適用されないこととしている。

よって、本件行政文書1は、開示請求の対象とならない。

2 本件行政文書 2 について

(1) 旧条例第 8 条第 3 号 (法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報) 該当とした理由

一般に設備投資計画は、企業の経営方針のうち、最も重要な事項の一つであることから、特に競争関係にある他企業の知るところとならないよう、内容の検討は極秘裏に進められる。特に急速に技術革新が進む先端技術関係企業にとっては、将来の設備投資計画に関する情報が外部に漏えいすることは、当該企業が企業間競争において著しく不利な状況に置かれ、競争上の地位の喪失や開発利益の逸失など、当該企業の正当な利益を害することとなる蓋然性が高い。そのため設備投資に関する情報は、企業経営上の最重要かつ極秘情報として、企業内でも厳重な情報管理下におかれ、少数の経営幹部のみが知り得べきものである。本件行政文書 2 は、特定企業の設備投資計画に関するものであり、しかも、大津町と本件企業が平成 13 年 3 月 1 日に締結した町有財産売買契約書とは主要な点において異なる内容を含む、特定企業の経営方針に関する重大な情報の一つである。以上により、旧条例第 8 条第 3 号に該当する。

また、異議申立人は、本件開示請求により、覚書に記載されている当該企業の設備投資計画の主要部分に係る情報を得ることを目的としていると推察される。よって、仮に企業が設置すべき施設や取得する用地の規模など設備投資計画に係る部分を除いて開示しても当該開示請求の目的を達成することはできない。

(2) 旧条例第 8 条第 8 号 (事務事業に支障が生じるおそれのある情報) 該当とした理由

県が企業に対する誘致活動を行う上では、当該企業の設備投資計画をいち早く把握し、秘密保持に関する県と企業の信頼関係のもとに、当該企業とともに計画を進めることが不可欠である。その際には、設備投資計画を含め、企業の経営内容に関する情報については厳に守秘が求められる。

企業の本県への進出決定を前に、進出用地の確保等の主要な進出条件を確定するため、当該企業と地元自治体との間で、本件行政文書 2 のような覚書の締結を行うことは、企業進出の確実性を高める意味がある。しかし、そのような覚書締結に関する業務は、上記のとおり、当事者間で内密に進めることが求められていることから、当該文書が公開される

ことは、本県と企業との信頼関係を損ない、今後の企業誘致活動において本県は企業からの信頼を得ることができなくなり、同事業の実施に支障が生じる蓋然性が高い。この点では、進出決定時に企業と地元自治体との間で調印され、当該企業の実情を把握した上で報道機関を含めて広く公開される立地協定書とは文書の性質が全く異なる。

また、仮に、当該文書について部分開示をすることは、その開示内容が当該文書の重要な部分以外の部分であったとしても、開示する行為自体が、内密に進めるべき企業進出交渉に必要な当事者間の信頼関係を損なうこととなることから、本県が行う将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

(3) 口頭による説明要旨

本件行政文書2は、基本的には紳士協定であり、その内容は、その後の経済状況や経営状況の変化により変わり得るものである。

当事者としては、覚書が履行されることを期待しているが、仮に企業が予定を変更した場合であっても、通常の契約とは異なり、法上の権利、義務は発生しないと認識している。

したがって、本件行政文書2が開示されると、例え事実が新聞報道等された後であっても、金融機関、関係企業、一般の人々から見ると、予定の変更がすなわち不誠実であるかのように映る可能性があり、本件企業のイメージが損なわれ、本件企業の信用問題につながるおそれがあり、金融機関からの借入や職員の募集等の今後の企業活動に支障を及ぼすおそれが十分ある。

また、同業他社においても、本件企業の動向を研究しており、本件行政文書2を開示すると、当時の色々な経済情勢、あるいは取引先企業、顧客情報等を総合的に照らし合わせて考えれば、本件企業の企業戦略が容易に類推され、本件企業にとって不利益になると考えられる。

企業誘致は、企業の経営方針のうち、最も重要な設備投資計画の情報等をいち早く把握して進めていくものである。このため、実施機関としては、厳に情報が他に漏れないように努めている。企業は進出に際し、相応の資本投下を行うが、これは企業にとって企業戦略を大きく左右する最重要の決断であることから、社内外には極秘に進められることが多く、企業としても情報が漏れないことを期待していると考えられる。

したがって、本県では、このような企業情報は事後的にも公開しない

ことがまず前提にある。

したがって、失効した事項であっても開示すること自体が本件企業との信頼関係を損なうものであり、同社の利益を害するおそれもあることから、同社の同意なしには開示できないと考えている。

仮に開示した場合、本件企業に限らず、他企業の本県に対する信頼をも損ない、覚書の締結がこれまで以上に難しくなるばかりか、企業からの情報が入らなくなるなど大きな影響があり、今後の企業誘致活動は困難になると考える。

第5 参加人の意見要旨

実施機関は、行政不服審査法第24条第2項及び第48条に基づき、職権で本件企業及び大津町に対し、参加人として当該不服審査手続に参加することを求めた。

1 本件企業の意見

参加人である本件企業が、意見書及び口頭意見陳述において述べている意見を要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 意見書

本件行政文書1及び本件行政文書2は、売買契約を煮詰めるための協議資料である性格から、当時の当社を取り巻く事業環境を背景に、社の業績内容、今後の事業方針、具体的な事業展開に基づいた施策として、大津町への立地に向けた具体的な提案内容であり、当社にとって、重要かつ機密性の高い内容であり、いかにこれらが売買契約締結により帰結し既に終了した過去の協議資料といえども、当社の事業戦略そのものに相違ない。

また、今後も活用する可能性のある施策として、当社に帰属する内容である。

民間企業の立場からすると、成約に至った売買契約書については、株主から請求があれば開示するものの、協議資料については重要かつ機密性の高い社内資料であることから、社内においても非公開として厳重に取り扱っている。このような観点から、本件行政文書が開示された場合、同業他社等に情報が伝わる可能性があり、今後の当社の事業運営にとって多大な不利益を被ることが懸念される。

また、民間企業の地域進出計画そのものが、地方自治体との協議の上決定されるものであり、企業の機密情報が安易に開示されることになれば、貴県の今後の企業進出に大きな影響を及ぼしかねない。

また、今後の事業展開を推進していく上で、過去の経緯が公開されることは、これらの経緯を知るよしもない第三者に対し、当社の信頼を著しく損なうことが懸念され、特に当該地における人材募集や地域における協力関係を築くことが甚だ困難となり、立地計画そのものの見直しも検討せざるを得ない事となる。

本覚書は、当社と町と県との間で、信義の上に成約した文書であり、その存在を当事者以外の第三者が知り得ていること自体が誠に遺憾である。

(2) 口頭意見陳述

当社は、株主や投資家に対する広報活動の見地から、色々な情報、最終的な売買契約締結後の情報等を公開しており、企業としての責任を果たしている。

しかし、本件行政文書2は、企業と市町村との間の県を立会人とした中での信義に基づいた途中経過における情報であり、あくまでも企業戦略上の一段階での内容であることから、開示されるべき内容とは考えていない。

本件行政文書2を開示された場合の具体的な支障については、大きなポイントは3点である。

ア 金融機関等の信用

本件行政文書2がもし開示されることになれば、当社の計画の検討過程を通じて、当社の能力の範囲が推定され、金融機関から融資を受ける際の金利等の格付けの問題、事業運営上の問題、顧客との取引の問題等に大きく影響することが危惧される。

イ 企業戦略上の問題（競合他社との関係）

競合他社との熾烈な競争の中で、各社が競合他社を研究している。したがって、本件行政文書2が開示されることによって、その当時の当社の状況、それからの開発投資の流れなどから、将来の当社の目指す企業戦略が見えてくることになる。そういう見地から、過去の内容であったとしても、企業戦略上非常に機密な途中経過の一資料である本件行政文書2の開示については賛同しかねる。

ウ 求人活動への支障

当社が、熊本に設立している子会社は、主に技術開発を中心とした会社であり、人によって成り立っている。その人材確保のために、人間対人間の関係で、各学校から優秀な人材をいただいている。

本件行政文書 2 が開示されることになれば、当社の計画の変更過程が明らかになり、当社の信用に疑問を持たれ、求人活動に大きく影響が及ぶとともに、この子会社の今後の事業の発展、ひいては当該地の研究開発等の事業計画の予定も狂わすことにつながる内容であると考えている。

2 大津町の意見

大津町は、農工商併進を政策の柱に町政をすすめており、なかでも企業誘致は地元雇用の創出や財政基盤の安定を図るための重要施策として取り組んできている。これまで多くの企業の立地を得て、これら誘致企業には 6,000 人の雇用者が働き、県内市町村で第 2 位の製造品出荷額をあげるなど町活性化の原動力となり、熊本県経済発展の一助となっている。

今後も雇用の拡大や経済活性化のため、引き続き企業誘致を進めることを町の基本方針としている。

この基本方針に従い、企業誘致活動を進める中で、何よりも重要なことは企業との信頼関係である。

特に、一地方の小さな町である本町が企業から信頼を得るには、企業が進出に際して抱えている幾多の課題に適切かつ迅速に対応する必要があり、その対応いかんでは、信頼関係は築かれず、結果として企業は他県、他町へ立地することとなる。

また、本町は企業と腐心して培った信頼関係を軸に、企業が立地した後々も信頼関係を継続する必要があり、これにより更に関連企業等を対象に誘致活動を進めている状況にある。

したがって、本町にとって、本件行政文書 2 を開示されることは、本町と企業との信頼関係を損なうものであり、本件企業は今回の進出を撤回するのではないかと懸念するものである。

今回、すべて当初の計画どおりに進行しなかったことは残念であるが、今後も引き続き本件企業との調整を進める必要があり、開示されることで、本件企業との信頼関係が崩れ、本町との接触を拒まれることにでもなれば、本

町としては、大きな痛手を負うことになるばかりでなく、既に進出を行っている他の企業からの信頼も薄れることを懸念している。

第6 審査会の判断

当審査会は、諮問第109号及び第110号は同一の異議申立人から同一の開示請求書により開示請求が行われた件に係るものであるので、これらを併合して審査、答申することとした。そのうえで、異議申立人の主張する内容及び実施機関の開示理由説明の内容、参加人の意見聴取の内容などを踏まえて本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 開示請求に係る行政文書について

- (1) 本件行政文書1は、本件企業が事業拡張のために大津町から大津町内の用地を購入する際の事務協議資料として、大津町及び本件企業により作成され、実施機関が取得した文書である。

本件行政文書1には、用地の購入に向けて考えられるいくつかの案とそれに対する評価、見解等が記録されている。

- (2) 本件行政文書2は、本件企業が大津町内に立地することに関し、当該時点での本件企業と町との基本的な合意事項が、実施機関の担当課長を立会人として、覚書としてまとめられたものであるが、具体的には、本件企業が建設を予定する施設の種類やそのための用地確保の方針及び本件進出計画に対する両者の姿勢などが記録されている。

2 本件行政文書1について

実施機関は、本件行政文書1は、条例附則第6項第2号により開示請求の対象とならないと主張するので、この点につき判断する。

条例附則第6項は、条例第2章の規定（開示請求権や開示義務その他の規定）を適用しない行政文書として、第1号から第5号までの行政文書を列挙し、そのうち第2号は、「平成13年3月31日以前に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書（公文書を除く。）」と規定する。旧条例においては同条例第2条第1項に規定する公文書のみが開示請求の対象となる文書とされていたが、平成13年4月1日から施行された全部改正後の条例においては、決裁・供覧を経たいわゆる公文書以外の行政文書

も新たに開示請求の対象となる文書に加えられた。条例附則第6項本文及び同項第2号は、これらの新たに対象となる行政文書は、条例施行日以降に作成又は取得されたもののみに限ることとし、そ及しての適用はしないことを定めるものである。（平成14年10月22日当審査会答申第76号）

当審査会の調査によれば、本件行政文書1は、平成13年3月1日付けの天津町と本件企業との間の町有財産売買契約締結以前に行われた事務協議等の内容に係る文書であり、平成13年3月31日以前に実施機関の職員が取得したものに該当し、また、決裁・供覧を経ていないものであり、旧条例の対象となる公文書に該当しない文書であることが認められた。

よって、本件行政文書1は、条例附則第6項第2号に該当し、条例第5条に定める開示請求権の対象とならないものである。

3 本件行政文書2について

本件行政文書2については、その内容から、実施機関が主張する旧条例第8条第3号及び同条第8号の該当性を判断する必要がある。

4 本件行政文書2の旧条例第8条第3号該当性について

旧条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、不開示とすることを定めたものである。

「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、法人等の保有する生産技術上又は販売上の情報、あるいは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動が損なわれると認められるもの、その他開示することにより、当該法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報等をいうものと解する。

まず、本件行政文書 2 に記録されている情報が同号に規定する「法人等に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、本件行政文書 2 を開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されているか否かについて検討する。

本件行政文書 2 は、その内容の確定について留保条件が付されていること、この覚書から 2 年 6 か月後に正式の売買契約が成立していることからすると、本件立地についての最終的な決定内容を示すものではなく、当該時点での両者の基本的な方針を確認したものであったと見るべきものである。

通常、企業立地の過程において、企業は、種々の戦略・方針を検討し、地元自治体とも様々な可能性について協議・調整を行うものと考えられるが、その過程が公表されることはないのが常である。いわゆる進出協定が成立した段階では企業又は地元自治体からしかるべき内容が公表されるが、その場合にも過去の検討経緯がすべて明らかにされるものではなく、そのことは、社会一般においても当然のことと認識されているものと考えられる。すなわち、企業の立地に関しては、企業には、決定・公表前の様々な検討過程を、事前にも事後にも他に知られずに進めることができるという競争上の地位又は正当な利益があるものと考えられる。

そうすると、本件行政文書 2 は、前述したとおり、企業の経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報と認められるので、旧条例第 8 条第 3 号本文に該当し、また、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

しかしながら、本件行政文書 2 を詳細に見れば、まず、両当事者の信義則等、本件立地に向けた両当事者の姿勢について述べた部分及び覚書締結後の事情の変化の可能性を考慮して付された留保条項の部分については、本件企業固有の情報は記録されておらず、仮にこの種の覚書が交わされるとしたならば、記載されることがあるであろうと考えられる一般的な内容である。したがって、本件行政文書 2 のうちこれらの部分を開示したとしても、本件企業の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

次に、本件行政文書 2 に記録されている情報のうち本件企業固有の設備投資計画に関する部分であって、本件企業が建設を計画していた施設の種

類が記録された部分については、その後の立地公表の際の新聞報道により、当初の計画の内容と、それが変更され、最終的には公表時の内容に決定されたことが報じられており、既に公知の事実となっていることが認められる。したがって、この点については、開示したとしても、新たに本件企業の内部事情を明らかにすることとはならないので、本件企業の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、本件行政文書 2 に記録されている情報のうち本件企業固有の設備投資計画に関する部分であって、公知の情報とはいえない第 3 条中の用地の造成目的に関する記述の部分は、旧条例第 8 条第 3 号本文に該当し、また、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しないので、開示しないことが相当であるが、その余の部分は開示することが相当である。

5 本件行政文書 2 の旧条例第 8 条第 8 号該当性について

旧条例第 8 条第 8 号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

当審査会は、同号の解釈・適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値する正当なものか、危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に検討しなければならないものと解する。

まず、本件行政文書 2 に記録されている情報は、実施機関が地元自治体と一体となって企業を誘致するに当たって締結された覚書の記載事項であるから、同号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、本件行政文書 2 を開示することにより、当該事務事業及び実施機

関が行う将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

一般に、企業誘致事務においては、特に企業の戦略、方針等の内部管理事項については厳に秘密を保持することが求められる。したがって、これらの内容が開示されれば、当該企業や地元自治体の実施機関に対する信頼を裏切ることはもとより、実施機関の企業誘致事務の執行の信頼性を低下させ、今後の同事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあるものと考えられる。

本件行政文書 2 については、上記 4 のとおり、その一部は企業の経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるので、当該部分を開示することは、実施機関に対する本件企業の信頼を失い、ひいては実施機関の企業誘致事務の執行の信頼性を低下させ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を生ずるおそれがあることが認められる。

したがって、当該部分は、旧条例第 8 条第 8 号に該当する。

6 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年 3月25日	・ 諮問(第109号・第110号)
平成14年 4月17日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成14年 5月 9日	・ 異議申立人から不開示決定理由説明書に対する意見書を受理
平成14年10月31日	・ 諮問の審議
平成14年11月25日	・ 諮問の審議
平成14年12月26日	・ 諮問の審議
平成15年 3月17日	・ 諮問の審議
平成15年 4月17日	・ 諮問の審議
平成15年 5月23日	・ 参加人からの意見聴取、実施機関からの非 開示理由等の聴取及び諮問の審議
平成15年 6月25日	・ 諮問の審議